

第74回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2024年2月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール（時事通信ビル2階）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する
対応策（買収防衛策）更新の件
- 第5号議案 社外取締役を除く取締役に対する
株式報酬の付与のための報酬決定
の件
- 第6号議案 社外取締役に対する株式報酬の付
与のための報酬決定の件

T O S E I
トーセイ株式会社

証券コード：8923

証券コード 8923

2024年2月7日

(電子提供措置の開始日 2024年1月31日)

株主各位

東京都港区芝浦四丁目5番4号
トーセイ株式会社
代表取締役社長 山口 誠一郎

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第74回定時株主総会招集ご通知」、「第74回報告書」および「第74回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.toseicorp.co.jp/ir/stock/stockholders/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「トーセイ」または「コード」に当社証券コード「8923」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、**お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年2月26日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。**

なお、多くの株主の皆様へ、ご自宅等から株主総会の模様をご覧いただくため、株主総会のライブ中継を行います。ライブ中継上ではチャット機能を利用してコメントを送信いただくことが可能ですが、コメントの送信機能により会社法上のご質問、議決権行使や動議提出をすることはできませんのでご留意ください。また、専用サイトで事前に本定時株主総会の目的事項に関するご質問もお受けいたします。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の方法ならびに事前質問の受付およびライブ中継に関する注意事項等につきましては、4頁から8頁をご参照ください。

事前に書面（郵送）またはインターネット等により有効に議決権を行使いただいた株主様の中から抽選で500名様にQUOカード1,000円分を贈呈いたします。詳細は2頁をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時	2024年2月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	東京都中央区銀座五丁目15番8号 時事通信ホール（時事通信ビル2階）
3. 目的事項 報告事項	1. 第74期（2022年12月1日から2023年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第74期（2022年12月1日から2023年11月30日まで）計算書類報告の件
決議事項	
第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役9名選任の件
第4号議案	当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件
第5号議案	社外取締役を除く取締役に対する株式報酬の付与のための報酬決定の件
第6号議案	社外取締役に対する株式報酬の付与のための報酬決定の件

以 上

《インターネットによる開示について》

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に掲載している各ウェブサイトに掲載内容に掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の定めにより、各ウェブサイトに掲載しておりますので、株主様へご送付している書面には記載いたしておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」[会社の支配に関する基本方針]
 - ②連結計算書類の「連結注記表」
 - ③計算書類の「個別注記表」※監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類には、株主様へご送付している書面のほか、上記事項も含まれております。

《当日のご来場を検討される株主様へのご理解とご協力をお願い》

- 当日ご来場の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会はライブ中継を予定しております。当日の会場撮影は、ご来場株主様のプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみとしますが、やむを得ずご来場株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。
- 本株主総会終了後、同会場において「事業戦略説明会」を開催（ライブ中継も実施）いたします。

《書面またはインターネット等による議決権行使への薄謝について》

- 事前に書面（郵送）またはインターネット等により有効に議決権を行使いただいた株主様には、各議案の賛否にかかわらず、心ばかりの謝礼として、抽選で500名様にQUOカード1,000円分を贈呈いたします。
 - ・当選者の発表は株主名簿記載のご住所への発送をもって代えさせていただきます。
 - ・発送時期は3月下旬から4月中旬頃を予定しております。

《議決権行使のご案内》

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権行使には以下の3つの方法がございます。



■ 株主総会ご出席による議決権行使

株主総会開催日時

2024年2月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、株主総会招集ご通知（本書）をお持ちください。



■ 郵送による議決権行使

行使期限

2024年2月26日（月曜日）
午後6時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご郵送ください。ご郵送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



■ インターネットによる議決権行使

行使期限

2024年2月26日（月曜日）
午後6時まで

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、行使期限までに行ってください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル：0120-173-027（受付時間 午前9時から午後9時まで、通話料無料）

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

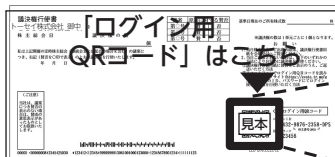
2024年2月26日（月曜日）
午後6時まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1 QRコードを読み取る

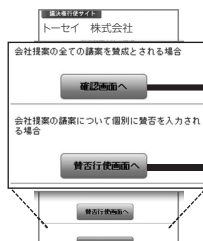


議決権行使書副票（右側）

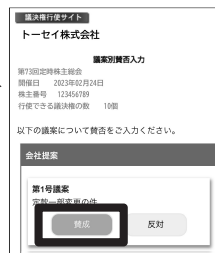
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

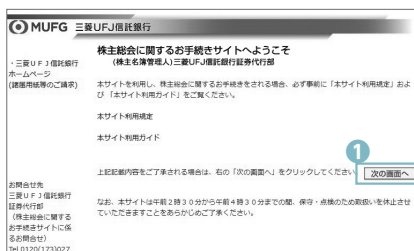


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



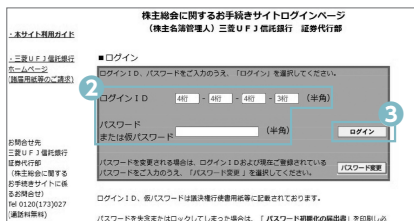
1 議決権行使サイトへアクセスする



「議決権行使サイト」トップページ

1 「次の画面へ」をクリック

2 ログインする



「ログインID、仮パスワード」入力画面

2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

- 毎日午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

事前質問受付およびライブ中継のご案内

株主総会の開催に先立って、本総会の目的事項に関する事前のご質問を株主総会オンラインサイトよりお受けいたします。また、当日の株主総会の模様をご自宅等でご視聴いただけるよう、株主総会オンラインサイトにライブ中継を行います。

1. 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」

URL <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内
 本サイトでは株主総会等へのご参加やお手続きを
 簡便にご利用いただけます。詳しくは総務・ご質問等、
 当社からのご案内をご確認ください。

パソコン ID/パスワードを入力してログイン
 ①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
<https://engagement-portal.tr.mufg.jp>
 ②以下のID/パスワードを入力し、サイトへログイン
 ログインID : 9999-9999-9999-9999
 パスワード : 9999999

スマートフォン QRコード読み取り
 ①スマートフォン、タブレットから
 本サイトのQRコードを読み取る
 (ID/パスワードの入力は不要です)

読み取り

〇このほかには、切手を貼らずにお出しください。
 〇議決権行使時間記載の株主総会日誌はご使用に
 ならないようご注意ください。

(受取人)
 新東京郵便局私書箱第29号
 三菱UFJ信託銀行株式会社
 証券代行部 気付

郵便はがき
 137-8683

- ※議決権行使サイトでパスワード変更した後も、議決権行使書裏面に記載のパスワードをご利用ください。
- ※議決権行使書を返送される前に「ログインID」と「パスワード」をお手元にお控えください。

<推奨環境>

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下のとおりです。
 なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows10以降	MacOS X 10.13(High Sierra)以降	iPadOS 14.0以降	iOS 14.0以降	Android 9.0以降
ブラウザ 各種最新※	Google Chrome、 Microsoft Edge(Chromium)	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

※上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-676-808 (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土日祝日除く)

株主総会当日は午前9時から本株主総会終了時まで

2. 事前質問の受付について

以下の受付期間と受付方法をご確認のうえ、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

(1) 受付期間

2024年2月7日（水曜日）午前5時から2024年2月20日（火曜日）午後5時まで

(2) 受付方法

- ①株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。
- ②株主様認証画面（ログイン画面）で、招集通知に同封されている議決権行使書裏面に記載の「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- ③なお、議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォンなどで読み取っていただくと、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。
- ④ログイン後、「事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ⑤ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ⑥ご質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

(3) ご留意事項

- ①事前に頂戴したご質問のうち、本株主総会の目的事項に関連し、かつ、多くの株主様のご関心が高いと思われるものについて、株主総会当日にご回答させていただく予定です。なお、頂戴したご質問全てにご回答することをお約束するものではありません。また、ご回答に至らなかった場合においても、個別の対応はいたしかねますので、併せてご了承ください。
- ②ご活用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

3. ライブ中継について

以下のとおり、インターネットによるライブ中継を行います。

(1) 配信日時

2024年2月27日（火曜日）午前10時から株主総会（事業戦略説明会）終了時刻まで

- ①ライブ配信サイトは、開始時刻30分前の午前9時30分頃にアクセス可能となります。
- ②ライブ中継につきましては万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により配信できなくなる可能性がございます。配信可否、状況等につきましては、随時当社ウェブサイト（<https://www.toseicorp.co.jp/>）等にてご案内いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

(2) 視聴方法

- ①株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。
- ②株主様認証画面（ログイン画面）で、招集通知に同封されている議決権行使書裏面に記載の「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- ③なお、議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォンなどで読み取っていただくと、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。
- ④ログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、当日ライブ視聴などに関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。

(3) ご留意事項

- ①ライブ中継をご視聴の株主様は、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、ライブ中継上では、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議提出を行うことはできません。議決権行使は、行使期限にご留意いただいたうえ、議決権行使書の郵送や電磁的方法（インターネット等）による議決権行使、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日投票をご活用ください。
- ②ライブ中継中にご送信いただいたコメントは、株主総会終了後に当社ウェブサイト上でご紹介させていただく場合がございますので予めご了承ください。
- ③ライブ中継を通じて株主総会にご参加いただけるのは株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。また、ライブ中継の映像や音声データの第三者への提供や公開等は一切禁止いたします。
- ④ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。当社はこれらの不具合によって株主様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことを予めご了承ください。また、ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

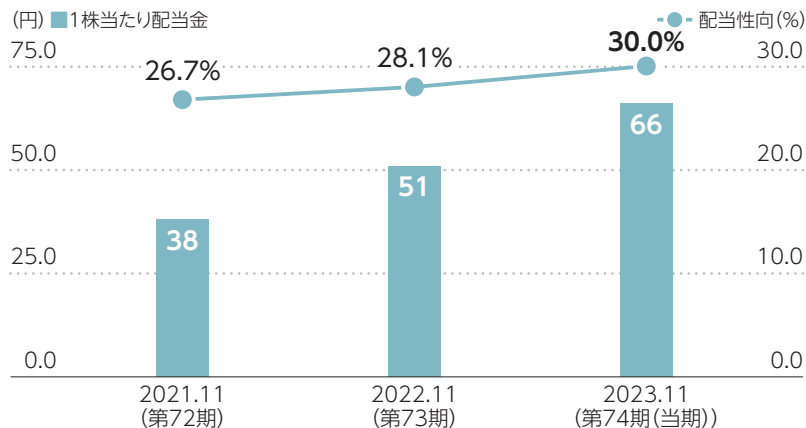
剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第74期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金66円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は3,192,884,310円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年2月28日といたしたいと存じます。

1株当たり配当金の推移



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第20条 (条文省略) (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期が満了する時までとする。</u>	第1条～第20条 (現行どおり) (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除)
第22条～第47条 (条文省略)	第22条～第47条 (現行どおり)

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名				現在の当社における 地位および担当	当期開催の取締役会 への出席状況
1	再任	やま 山	ぐち 口	せい いちろう 誠一郎	代表取締役社長 執行役員社長	22回/22回 (出席率100%)
2	再任	ひら 平	の 野	のぼる 昇	取締役 専務執行役員 管理部門統括	22回/22回 (出席率100%)
3	再任	なか 中	にし 西	ひで 秀 樹	取締役 専務執行役員 事業部門統括 アセットソリューション第4本部兼 アセットソリューション事業推進部担当	22回/22回 (出席率100%)
4	再任	やま 山	ぐち 口	しゅん 俊 介	取締役 常務執行役員 管理部門副統括 総務本部兼人事部担当	22回/22回 (出席率100%)
5	再任	おお 大	しま 島	ひとし 均	取締役 執行役員 アセットソリューション第1本部兼 クラウドファンディング事業部担当	22回/22回 (出席率100%)
6	新任	よね 米	だ 田	ひろ 浩 康	常務執行役員 財務本部兼M&A・グループ戦略本部担当	—
7	再任	しょう 少	とく 徳	けん 健 一	社外取締役	22回/22回 (出席率100%)
8	再任	こ 小	ばやし 林	ひろ 博 之	社外取締役	20回/22回 (出席率90.9%)
9	新任	いし 石	わたり 渡	ま 真 維	—	—

番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	再任 やまぐち せいいちろう 山口 誠一郎 (1961年1月5日生)	1983年 4月 三井不動産販売株式会社入社 1986年 4月 東誠商事株式会社入社 1990年 8月 当社取締役 1994年 6月 当社代表取締役社長 (現任) 1995年 12月 パームス管理株式会社 (現トーセイ・コミュニティ株式会社) 代表取締役 2004年 7月 当社執行役員社長 (現任)	12,885,500株

《取締役候補者とした理由》

同氏は、1994年に当社の代表取締役に就任後、現在まで当社および当社グループを牽引し、事業規模と事業領域の拡大に尽力するなど、当社グループの経営に欠くことができない存在であります。また、取締役会の議長として、効率的な議事運営に注力しながらも、社外取締役および監査役からも積極的に意見を求めるなど、当社およびグループのガバナンスの強化、推進において最も重要な役割を果たしております。今後も当社グループの持続的成長と企業価値向上に資するものと判断し、再任候補者としております。

2	再任 ひらの のぼる 平野 昇 (1959年10月17日生)	1982年 4月 国分株式会社入社 1991年 4月 東誠商事株式会社入社 1995年 5月 同社取締役 2001年 3月 当社経理部財務担当部長 2002年 10月 当社常務取締役 2004年 7月 当社常務執行役員 2005年 3月 トーセイ・リバイバル・インベストメント株式会社 (現トーセイ・ロジ・マネジメント株式会社) 監査役 2005年 4月 トーセイ・コミュニティ株式会社監査役 2005年 9月 トーセイ・リート・アドバイザーズ株式会社 (現トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社) 代表取締役 2006年 2月 当社取締役専務執行役員管理部門統括 2007年 12月 トーセイ・リバイバル・インベストメント株式会社 (現トーセイ・ロジ・マネジメント株式会社) 代表取締役 2013年 1月 同社取締役 2013年 2月 トーセイ・コミュニティ株式会社取締役 2016年 2月 トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社取締役 (現任) 2017年 4月 当社取締役専務執行役員管理部門統括人事部担当 2020年 2月 トーセイ・リバイバル・インベストメント株式会社 (現トーセイ・ロジ・マネジメント株式会社) 代表取締役 (現任) 2023年 3月 当社取締役専務執行役員管理部門統括 (現任)	54,100株
---	---	--	---------

《取締役候補者とした理由》

同氏は、2002年に当社の取締役に就任後、現在まで当社の経営全般に亘り山口代表取締役を補佐し、また、内部管理部門およびグループ各社のガバナンス全般を管掌し、当社グループの成長に尽力しております。今後の当社グループの持続的成長、経営品質の向上に不可欠な存在であり、再任候補者としております。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	再任 中西秀樹 (1967年6月17日生)	1990年 4月 安田信託銀行株式会社(現みずほ信託銀行株式会社) 入行 1999年 6月 株式会社ゴールドフレスト入社 2001年 10月 株式会社ヒューザー入社 2006年 4月 当社入社 2013年 3月 当社執行役員 2016年 2月 トーセイ・リバイバル・インベストメント株式会社(現トーセイ・ロジ・マネジメント株式会社) 取締役 2017年 3月 当社常務執行役員 2018年 2月 当社取締役常務執行役員 2018年 12月 当社取締役常務執行役員事業部門副統括 2021年 3月 当社取締役専務執行役員事業部門統括アセットソリューション第4本部兼アセットソリューション事業推進部担当(現任)	33,600株

《取締役候補者とした理由》

同氏は、2006年に当社に入社後、一貫して不動産再生事業および同ファンド・コンサルティング事業に従事し、2013年に執行役員に就任した後は、経営会議メンバーの一員として、担当事業のみならず、経営全般に関する審議にも参画し、2018年の取締役就任後は、当社および当社グループの経営課題にも真摯に取り組んでおります。現在は、事業部門統括として全事業部門を管掌し、当社の事業全体を牽引しており、今後の当社グループの事業面での拡大・成長において不可欠な存在であり、再任候補者としております。

4	再任 山口俊介 (1964年7月26日生)	1988年 4月 東急建設株式会社入社 2001年 12月 当社入社 2006年 10月 株式会社フュージョンパートナー管理部門担当取締役 2007年 8月 当社入社 2007年 10月 トーセイ・アセットマネジメント株式会社取締役 2008年 4月 トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社取締役 2012年 12月 NAI・トーセイ・JAPAN株式会社取締役 2013年 3月 当社執行役員 2018年 2月 トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社監査役 2020年 2月 当社取締役執行役員 2023年 2月 トーセイ・ホテル・マネジメント株式会社取締役(現任) 2023年 3月 当社取締役常務執行役員管理部門副統括 2023年 12月 当社取締役常務執行役員管理部門副統括総務本部兼人事本部担当(現任)	16,200株
---	-----------------------------	---	---------

《取締役候補者とした理由》

同氏は、2001年に当社に入社後、一貫して総務、法務、IT・DX、人事等の業務に従事し、上場会社として、また、宅地建物取引業者や金融商品取引業者としての当社およびグループ各社におけるコンプライアンス推進や内部統制機能強化の面で有用な役割を果たすとともに、管理部門副統括として当社の内部管理体制の充実、維持に寄与しております。今後の当社グループの拡大・成長を支える内部管理体制の構築に不可欠な存在であり、再任候補者としております。

番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> おおしま ひとし 大島 均 (1964年11月19日生)	1988年 4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行 2006年 6月 株式会社日本レップ（現グッドマンジャパン株式会社） 入社 2009年 1月 株式会社学生情報センター入社 2011年 12月 当社入社 2012年 7月 トーセイ・リバイバル・インベストメント株式会社（現トーセイ・ロジ・マネジメント株式会社） 取締役 2014年 3月 トーセイ・コミュニティ株式会社常務取締役 2016年 12月 同社取締役 2017年 3月 当社執行役員 2020年 2月 当社取締役執行役員 2020年 12月 当社取締役執行役員アセットソリューション第1本部兼クラウドファンディング事業部担当（現任） 2021年 9月 株式会社プリンセススクウェア取締役（現任） 株式会社レッツクリエイション取締役 2023年 7月 トーセイ・プロップテック株式会社取締役（現任） 2024年 1月 トーセイ・アール株式会社取締役（現任）	2,700株

《取締役候補者とした理由》

同氏は、2011年に当社に入社後、複数の子会社の取締役を歴任し、各社の経営品質の向上に寄与しました。2016年にアセットソリューション部門の部門長就任後は不動産再生事業を中心に、同氏の経歴を活かした物流施設案件や不動産M&A案件にも積極的に関与しており、グループ業績への貢献は極めて大きく、今後の当社グループの事業面での拡大・成長において不可欠な存在であり、再任候補者としております。

番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> よね だ ひろ やす 米田 浩康 (1970年8月19日生)	1993年 4月 株式会社千葉そごう（現株式会社そごう・西武）入社 2001年 4月 当社入社 2006年 3月 株式会社AQインタラクティブ（現株式会社マーベラス）入社 2006年 7月 株式会社イオレ入社 2006年 8月 トーセイ・リバイバル・インベストメント株式会社（現トーセイ・ロジ・マネジメント株式会社）入社 2006年 10月 同社取締役（現任） 2008年 4月 当社入社 2017年 12月 株式会社増田建材店代表取締役（現任） 2018年 3月 三起商事株式会社代表取締役 2019年 2月 トーセイ・コミュニティ株式会社取締役（現任） 2019年 2月 Tosei Singapore Pte.Ltd. Managing Director（現任） 2020年 3月 当社執行役員 2021年 9月 株式会社プリンセススクウェア取締役（現任） 2022年 3月 磯子アセットマネジメント株式会社代表取締役（現任） 2023年 1月 芝浦レジデンシャル株式会社代表取締役（現任） 2023年 3月 当社常務執行役員 2023年 3月 臼井木型工業株式会社代表取締役（現任） 2023年 6月 トーセイ・アール株式会社代表取締役（現任） 2023年 7月 トーセイ・プロップテック株式会社代表取締役（現任） 2023年 12月 当社常務執行役員財務本部兼M&A・グループ戦略本部担当（現任）	12,900株

《取締役候補者とした理由》

同氏は、2001年に当社に入社後、複数の子会社の取締役を歴任し、各社の内部管理体制の整備に貢献しました。不動産M&A案件や事業会社M&A・PMI（Post Merger Integration）による業績面での貢献に留まらず、当社グループ各社のコンプライアンスや内部統制機能の強化の面で有用な役割を果たしており、今後の当社グループの拡大・成長において不可欠な存在として、新任取締役候補者となりました。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	再任 社外 独立 少徳健一 (1971年1月20日生)	1995年 10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 1999年 9月 アーサーアンダーセンクアラルンプール事務所出向 2002年 9月 エス・シー・エス国際会計事務所(現SCS国際コンサルティング株式会社) 入所 2003年 11月 同社代表取締役(現任) 2005年 9月 株式会社オーリッド取締役 2010年 12月 株式会社ロキテクノ社外監査役 2012年 2月 当社取締役(現任) 2013年 1月 ロキグループホールディングス株式会社社外監査役(現任)	一株

《社外取締役候補者とした理由および果たすことが期待される役割》

同氏は、公認会計士として主に海外において会計コンサルティングファームを展開しており、その知見に基づく助言を当社の海外展開に活用すべく、2012年より当社の社外取締役に就任いただいております。社外取締役就任後は、当社取締役会はもとより、監査役との連絡会等の多様な機会における貴重な助言や、当社および当社グループのガバナンス強化、財務報告の適正性の確保に多大な協力をいただいております。また、指名報酬諮問委員会の委員として客観的な立場から審議に参加し、取締役報酬等の適切性・公正性確保に寄与しております。今後一層のESGを意識したグループ拡大・成長・牽制機能の向上に不可欠な存在であり、再任候補者としております。

番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> こばやし ひろゆき 小林博之 (1965年3月3日生)	1987年 4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 2002年 4月 みずほ証券株式会社出向 2003年 4月 同社アドバイザリー第4部長 2005年 7月 株式会社ソフィア入社 2006年 4月 同社取締役副社長 2006年 12月 みずほ証券株式会社入社 2008年 6月 同社総合企画部副部長 2011年 12月 同社コーポレート・コミュニケーション部長 2014年 4月 同社国内営業部門長付シニアコーポレートオフィサー 2015年 4月 同社リテール・事業法人部門ウェルスマネジメント本部長 2017年 4月 株式会社ソーシャルキャピタルマネジメント代表取締役社長 (現任) 2018年 2月 当社取締役 (現任) 2018年 4月 株式会社プレスク取締役副社長 (現任) 2019年 6月 東都水産株式会社社外監査役 2019年 8月 有限会社セイワ工業 (現株式会社セイワホールディングス) 取締役 2020年 12月 株式会社WATASU代表取締役 (現任) 2022年 6月 太平洋建設工業株式会社社外監査役 (現任) 太平洋レミコン株式会社社外監査役 (現任)	一株

《社外取締役候補者とした理由および果たすことが期待される役割》

同氏は、株式会社日本興業銀行での現業のほか、証券会社への出向を通じて、M&Aのアドバイス業務に従事した経験を有しており、現在は、法人向けの事業戦略、M&A、組織開発関連のコンサルティングファームを設立し、代表取締役として就任されております。同氏のこれらの豊富な経験や知見に基づく客観的な監視姿勢や提言・指摘により、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に貢献いただいております。また、指名報酬諮問委員会の委員として客観的な立場から審議に参加し、取締役報酬等の適切性・公正性確保に寄与しております。今後一層のESGを意識したグループ拡大・成長・牽制機能の向上に不可欠な存在であり、再任候補者としております。

《独立性に関する補足情報》

同氏は、2002年3月まで株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行)の業務執行者でありましたが、当社は同銀行のほか多数の金融機関と取引^(※)を行っており、また、同氏が業務執行者でなくなってから20年以上経過していることに照らしても、同銀行の影響を受ける立場にはないことから、社外取締役としての独立性は担保されております。なお、同氏は東京証券取引所が定める独立役員としての届出基準を満たしていることから、後記(注)2のとおり、その旨を届け出ております。

※ご参考：2023年11月末時点(連結)における同銀行からの借入金残高の総資産に占める比率は約6.2%、また、総借入金額に占める比率は約10.6%となっております。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> いし わたり ま い 石渡真維 (1977年1月26日生)	2002年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2002年 10月 渥美雅子法律事務所 2004年 7月 山田秀雄法律事務所（現山田・尾崎法律事務所） 2006年 6月 オーセンス法律事務所 2008年 1月 ポラリス法律事務所 2012年 1月 Rajah & Tann LLP, Singapore 外国法弁護士 2014年 4月 ココネ株式会社（現cocone ONE株式会社）入社 2014年 10月 ケネディクス商業リート投資法人監督役員 2014年 12月 城山タワー法律事務所パートナー弁護士（現任） 2021年 1月 カカオジャパン株式会社（現株式会社カカオピッコマ）社外取締役（現任） 2023年 5月 cocone ONE株式会社取締役（現任）	一株

《社外取締役候補者とした理由および果たすことが期待される役割》

同氏は、国内外の弁護士事務所における勤務経験から、企業法務に関する高い専門性とグローバルな知見を有しており、また、REIT投資法人の監督役員を務めた実績もことから、当社事業の遵法性確保に資する監視、提言を期待できるものと判断いたしました。さらに、近年は複数の企業の取締役として会社経営にも携わっており、同氏の知識と経験に基づいた社外の視点を取り入れ、経営監督機能の中立性を確保することで、当社グループの更なる成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与いただけるものと判断し、新任社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が選任された場合は、指名報酬諮問委員会の委員として客観的な立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 少徳健一氏、小林博之氏および石渡真維氏は、社外取締役候補者であります。少徳健一氏および小林博之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が取締役に再任された場合には引き続き独立役員とする予定であります。また、石渡真維氏が取締役に選任された場合は、同様に東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 少徳健一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって12年となります。また、小林博之氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって6年となります。
4. 少徳健一氏および小林博之氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、法令が規定する額を損害賠償責任の限度額としております。両氏が原案どおり再任されますと、当社は両氏との間の上記契約を継続する予定であります。また、石渡真維氏が取締役に選任された場合は、同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者のその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約のその他の内容については、第74回報告書の事業報告（27頁）に記載のとおりであり、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、2024年3月に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。

【ご参考】取締役のスキル・マトリックス（本株主総会終了後の予定）

氏名	性別	社内/社外	専門性・知見と経験								指名報酬諮問委員会	サステナビリティ委員会
			企業経営	不動産事業	財務・会計・ファイナンス	グローバル	ESG	IT・DX	人事・労務	コンプライアンス・リスクマネジメント		
山口 誠一郎	男性	社内	●	●	●		●			●	○	
平野 昇	男性	社内	●		●		●		●	●	○	○ (委員長)
中西 秀樹	男性	社内		●			●					○
山口 俊介	男性	社内						●	●	●		○
大島 均	男性	社内		●				●				
米田 浩康	男性	社内	●		●							
少徳 健一	男性	社外 (独立)	●		●	●					○ (委員長)	
小林 博之	男性	社外 (独立)	●		●		●		●		○	(オブザーバー)
石渡 真維	女性	社外 (独立)	●			●		●		●	○	

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

2021年1月25日付取締役会決議により更新し、同年2月25日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）につきましては、本株主総会の終結の時をもって有効期間が満了することとされています。

当社は、旧プランへの更新後も、社会・経済情勢の変化を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる観点から、その継続の是非および見直しの要否を検討してまいりましたが、旧プラン有効期間の満了に先立ち、2024年1月25日開催の当社取締役会において、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口）として、旧プランから一部改定の上で更新すること（以下「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決議いたしました。

つきましては、当社定款第47条第1項に基づき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

本更新に際しては、近時の買収防衛策に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、主に以下の点を変更しております。

- ・「買付等」および「買付者等」の定義（2.-(2)-(a)）の一部見直し
- ・「非適格者」（2.-(4)-(g)で定義）の該当性の判断における独立委員会の関与およびその判断の尊重
- ・上記変更に伴う修正その他の形式的な字句の修正等

また、現在までのところ、旧プランを含めまして3年ごとに、定時株主総会において当社株式の大量取得行為に関する対応策をお諮りして参りましたが、今回の見直しに際しては、これを5年に伸長することについても株主の皆さまのご承認を得ることといたしました。これは、先に開示いたしました「トーセイグループ長期ビジョン2032」でもお示ししたとおり、より長期的な視点に立った当社グループの成長に向けて、当社グループのコア・コンピタンスを十分に発揮するために不可欠である安定的な経営体制を維持し、ビジョンの達成をより確実なものとしたいという意思の表れでもありますが、他方、第2号議案「定款一部変更の件」により取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することで、株主の皆様にご各事業年度の経営責任をより適時・適切にご判断いただくことが可能となり、経営体制へのご意見を反映し易くなる点も考慮しての提案と

なります。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針を決定する者たる資質としては、特に、当社グループの能力の最大化につながる「不動産と金融の融合」を可能とする多様な事業領域およびそれらの周辺事業領域を自社グループの総合力でカバーする体制、ならびにこれらの事業を支える不動産と金融等の専門的な知識・経験をもった従業員、多彩な価値創造技術を支える能力や情報ネットワークの構築に基づき時間をかけて醸成してきた不動産業界における信用および総合的事業を可能とするノウハウへの理解が必要不可欠です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

そして、当社は、買収防衛策は株主の皆様の合理的な意思に基づくものである必要があると考えており、本プランについて株主の皆様のご承認をお願いしたいと存じます。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等（注1）の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記1. (2)の目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。（詳細については下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照ください。）

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は、買収者等による権利行使は（一定の例外事由が存する場合を除き）認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、当社経営陣から独立した社外取締役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経るものとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①から③までのいずれかに該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）およびその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i)当社の株券等の取得をしようとする者またはその共同保有者（注9）もしくは特別関係者（以下、本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注10）を樹立する行為（注11）であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

買付等を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの 절차를遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたもの）および当該署名または捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については（注12）を、本更新時における独立委員会の委員の略歴等については（注13）を、それぞれご参照ください。）に送付します。当社取締役会および独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

なお、当社取締役会が最初に買付説明書の様式を買付者等に交付した日の翌日から起算して60日を、当社取締役会および独立委員会が買付者等に対して情報提供を要請し、買付者等が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、仮に本必要情報が十分に提供されない場合であっても、情報提供期間が上限に達したときは、当該時点までに提供された情報をもって直ちに「独立委員会検討期間」（(d)②にて後述いたします。）を開始するものといたします（ただし、買付者等からの合理的な理由に基づく要請がある場合には、当社取締役会および独立委員会は、必要な範囲でこれを延長

することがあります。)

記

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者、（ファンドの場合は）各構成員および買付者等を被支配法人等（注14）とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本構成、財務内容、経営成績、法令遵守状況、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）（注15）
 - ② 買付等の目的、方法および具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、条件、実行の蓋然性等を含みます。）
 - ③ 買付等の価額およびその算定根拠（前提等を含みます。）
 - ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の名称、調達方法および関連する取引の内容等を含みます。）
 - ⑤ 買付等に関して第三者との間における意思連絡の有無およびその内容
 - ⑥ 買付等の後における当社および当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策、配当政策、および資産運用方針
 - ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除く。）、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者等に対する対応方針
 - ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求
独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、第三者専門家による検討を含みます。）等に必要時間を考慮して適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。
 - ② 独立委員会による検討等
独立委員会は、買付者等および（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものも含

みます。)を受領した日または情報提供期間が終了した日のいずれか早い日から原則として最長60日が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います(以下、かかる独立委員会による情報収集および検討に要する時間を「独立委員会検討期間」といいます。)。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由(以下「発動事由」と総称します。)に該当すると判断した場合、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2の該当可能性が問題となっている場合には、当該実施に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由に該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、原則として30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会により上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。ただし、下記の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)上記(e)①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、または(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっている場合で、取締役会が善管注意義務に照らし株主意思

確認総会の開催に要する時間等を勘案した上で株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、および独立委員会検討期間が開始した事実および独立委員会検討期間の延長が行われた場合には、かかる事実、延長期間およびその理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の各号のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社または当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分

させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
 - (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、買付等の後の経営方針または事業計画、および当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
 - (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係や当社のブランド力または企業文化を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
 - (e) 買付者等の経営者または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、公序良俗の観点から買付者等が当社の支配権を取得することが著しく不適切である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式（注16）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ3ヶ月間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)買付者等、(Ⅱ)買付者等の共同保有者、(Ⅲ)買付者等の特別関係者、もしくは(Ⅳ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅲ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者（その共同保有者・特別関係者を含みます。）、または、(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者の関連者（注17）（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として（注18）、本新株予約権を行使することができません。なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり（注19）、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の判断を最大限尊重するものとします。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到

来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が別途定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には（注20）、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

- (l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (5) 本プランの有効期間および廃止・修正・変更

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、本株主総会終結後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設もしくは改廃が行われ、かかる新設もしくは改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。当社は、本プランが廃止、修正または変更等がなされた場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

- (6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2024年1月25日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとしします。

- (注1) 当社は、株券電子化の実施に伴い株券不発行会社となっておりますが、本プランにおいては、金融商品取引法の規定に準拠した記載をすることが明確性・客観性に資するという観点から、適宜、同法の規定に準拠して「株券等」の用語を使用しています。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注10) 「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が存在するか否かの判定は、現在または過去の資本関係（共同支配の関係を含みます。）、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該株券等取得者および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとしします。
- (注11) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の判断を尊重し合理的に行うものとしします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- (注12) 独立委員会規程の概要は以下のとおりです。
- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
 - ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者または

これらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

- ・ 独立委員会委員の任期は、本株主総会終結後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。任期の満了前に退任した独立委員会委員の補欠として選任された独立委員会委員の任期は、退任した独立委員会委員の任期の満了するときまでとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項等について決定その他所定の事項を行う。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。）し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

(注13) 本プラン更新時における独立委員会の委員は、以下の3名であります。

少徳健一

1995年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
1999年 9月 アーサーアンダーセン クアラルンプール事務所出向
2002年 9月 エス・シー・エス国際会計事務所（現SCS国際コンサルティング株式会社）入所
2003年11月 同社代表取締役（現任）
2005年 9月 株式会社オーリッド取締役
2010年12月 株式会社ロキテクノ社外監査役
2012年 2月 当社取締役（現任）
2013年 1月 ロキグループホールディングス株式会社社外監査役（現任）

※少徳健一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係もございません。

小林博之

1987年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2002年 4月 みずほ証券株式会社出向
2003年 4月 同社アドバイザー第4部長
2005年 7月 株式会社ソフィア入社
2006年 4月 同社取締役副社長
2006年12月 みずほ証券株式会社入社
2008年 6月 同社総合企画部副部長
2011年12月 同社コーポレート・コミュニケーション部長
2014年 4月 同社国内営業部門長付シニアコーポレートオフィサー
2015年 4月 同社リテール・事業法人部門ウェルスマネジメント本部長
2017年 4月 株式会社ソーシャルキャピタルマネジメント代表取締役社長（現任）
2018年 2月 当社取締役（現任）

2018年 4月 株式会社プレスク取締役副社長（現任）
2019年 6月 東都水産株式会社社外監査役
2019年 8月 有限会社セイワ工業（現株式会社セイワホールディングス）取締役
2020年12月 株式会社WATASU代表取締役（現任）
2022年 6月 太平洋建設工業株式会社社外監査役（現任）
太平洋レミコン株式会社社外監査役（現任）

※小林博之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係もございません。

石渡真維

2002年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
2002年10月 渥美雅子法律事務所
2004年 7月 山田秀雄法律事務所（現山田・尾崎法律事務所）
2006年 6月 オーセンス法律事務所
2008年 1月 ポラリス法律事務所
2012年 1月 Rajah & Tann LLP, Singapore 外国法弁護士
2014年 4月 ココネ株式会社（現cocone ONE株式会社）入社
2014年10月 ケネディクス商業リート投資法人監査役員
2014年12月 城山タワー法律事務所パートナー弁護士（現任）
2021年 1月 カカオジャパン株式会社（現株式会社カカオピッコマ）社外取締役（現任）
2023年 5月 cocone ONE株式会社取締役（現任）

※石渡真維氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、本定時株主総会で選任後、就任する予定であります。
同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係もございません。

(注14) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

(注15) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

(注16) 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により交付される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

(注17) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(注18) 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等中止もしくは撤回または爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託して当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（ただし、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が20%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分

がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該20%を下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件および手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

(注19) ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。

(注20) 例えば、当初、買付者等の特別関係者であった者が、本プランの発動の後に、当該買付者等との関係を解消し、非適格者に該当しないこととなった場合等が考えられます。

第5号議案 社外取締役を除く取締役に対する株式報酬の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、①2020年2月26日開催の第70回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち、社外取締役分80百万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいております。当該報酬枠とは別枠で、②2019年2月27日開催の第69回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額100百万円以内（うち、社外取締役分10百万円以内）とご承認いただいております。

今般、社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）の報酬と会社業績および当社の株式価値との連動性をより明確化すること、ならびに対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠（①および②）とは別枠で、対象取締役について、新たに業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにご承認をお願いするものであります。

なお、現在の本制度の対象となる取締役は6名であり、第3号議案が原案どおり承認可決された場合でも、引き続き6名となります。

1. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に對し、当社の各事業年度（以下「評価期間」といいます。）中の業績目標を取締役会において予め設定し、当該業績目標の達成度等に応じて算定される数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬制度であり、付与される当社の普通株式に一定の譲渡制限を付する制度です。業績指標は、利益を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を取締役会において設定しますが、当初の業績指標は連結税引前利益を用いる予定です。

当社の普通株式の付与に当たっては、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、(a)取締役の報酬等として金銭の払込み、もしくは現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式について発行もしくは処分を受け、または、(b)対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式について発行、もしくは処分を受けるものとしたします。(b)の方法による場合、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会にて決定します。

なお、本制度は、評価期間中の業績目標の達成度等に応じて当社の普通株式を交付するもの

であるため、本制度の導入時点では、各対象取締役に対して当社の普通株式を交付するか否か、および交付する株式数は確定しておりません。

2. 対象取締役に対して付与する株式の上限額および上限数

本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分される当社の普通株式の総数は年間100,000株以内、その報酬の総額は、上記の報酬枠（①および②）とは別枠で、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額200百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

3. 株式交付の条件

本制度においては、評価期間が終了し、概要以下の要件を満たした場合に、対象取締役（評価期間開始後に新たに就任した本制度の対象となる取締役を含みます。）に対して当社の普通株式の交付を行います。

(1) 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

(2) その他業績連動型譲渡制限付株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後株式の交付前に、(a)対象取締役が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職した場合、および(b)当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、ならびに(c)当社取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社の普通株式に代えて、当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

4. 譲渡制限等の概要

当社の普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役との間で以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（ただし、対象取締役との間で、本制度の適用開始時に予め以下の内容を含む契約を締結することにより、本割当契約の締結を省略できるものとします。）。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」と

います。) について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

- (2) 当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- (3) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則または本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (4) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

5. 本議案に基づく報酬の支給が相当である理由

本制度は、対象取締役の報酬と会社業績および当社の株式価値との連動性をより明確化すること、ならびに対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものであり、本制度に基づき対象取締役に対して付与する株式の総数の発行済株式総数（2023年11月30日時点）に占める割合は、評価期間毎に、約0.10%とその希釈化率は軽微です。

また、当社は、指名報酬諮問委員会での審議を経て、2020年2月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告（第74回報告書23頁から24頁）に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合は、本議案の内容に則して当該方針を改定し、対象取締役に対して業績連動報酬である株式報酬を付与する内容とする予定であり、本議案の内容はそのためにより必要かつ相当な内容となっております。

そのため、本議案に基づく報酬の支給は相当であると判断しております。

第6号議案 社外取締役に対する株式報酬の付与のための報酬決定の件

当社の社外取締役の報酬等の額は、第5号議案においても記載いたしておりますとおり、①2020年2月26日開催の第70回定時株主総会において、年額80百万円以内とご承認いただいております、また、当該報酬枠とは別枠で、②2019年2月27日開催の第69回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額10百万円以内とご承認いただいております。

今般、社外取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、社外取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠(①および②)とは別枠で、社外取締役を対象として、新たに株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 本制度の概要

本制度は、社外取締役に対し、当社の各事業年度(以下「対象期間」といいます。)中、継続して当社の社外取締役の地位にあったことを条件として当社の普通株式を付与する株式報酬であり、付与される当社の普通株式に一定の譲渡制限を付する制度です。ただし、当社の取締役会においてあらかじめ定める業績条件を達成できなかった場合には当該対象期間については当社の普通株式を交付しないものとします。

当社の普通株式の付与に当たっては、社外取締役は、当社の取締役会決議に基づき、(a)取締役の報酬等として金銭の払込み、もしくは現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式について発行もしくは処分を受け、または、(b)社外取締役に対して金銭報酬債権を支給し、社外取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式について発行、もしくは処分を受けるものといたします。(b)の方法による場合、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として社外取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会にて決定します。

なお、現在の社外取締役は3名であり、第3号議案が原案どおり承認可決された場合でも、引き続き3名となります。

2. 社外取締役に対して付与する株式の上限額および上限数

本制度に基づき社外取締役に対して発行または処分される当社の普通株式の総数は年間10,000株以内、その報酬の総額は、上記の報酬枠(①および②)とは別枠で、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額20百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、各社外取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

3. 株式交付の条件

本制度においては、対象期間が終了し、概要以下の要件を満たした場合に、社外取締役（対象期間開始後に新たに就任した社外取締役を含みます。）に対して当社の普通株式の交付を行います。

- (1) 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- (2) 対象期間中継続して当社の社外取締役の地位にあったこと、および当社の取締役会の定める業績条件を達成したこと
- (3) その他本制度の目的を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

なお、対象期間開始後株式の交付前に(a)社外取締役が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の社外取締役を退任した場合、および(b)当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、ならびに(c)当社取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社の普通株式に代えて、当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

4. 譲渡制限等の概要

当社の普通株式の交付に当たっては、当社と各社外取締役との間で以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします（ただし、社外取締役との間で、本制度の適用開始時に予め以下の内容を含む契約を締結することにより、本割当契約の締結を省略できるものとします。）。

- (1) 社外取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、本割当株式の交付日から当該社外取締役が当社の社外取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。
- (2) 当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- (3) 当社は、譲渡制限期間中に、社外取締役が法令、社内規則または本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当

した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

5. 本議案に基づく報酬の支給が相当である理由

本制度は、社外取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、社外取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものであり、本制度に基づき社外取締役に対して付与する株式の総数の発行済株式総数（2023年11月30日時点）に占める割合は、対象期間毎に、約0.01%とその希釈化率は軽微です。

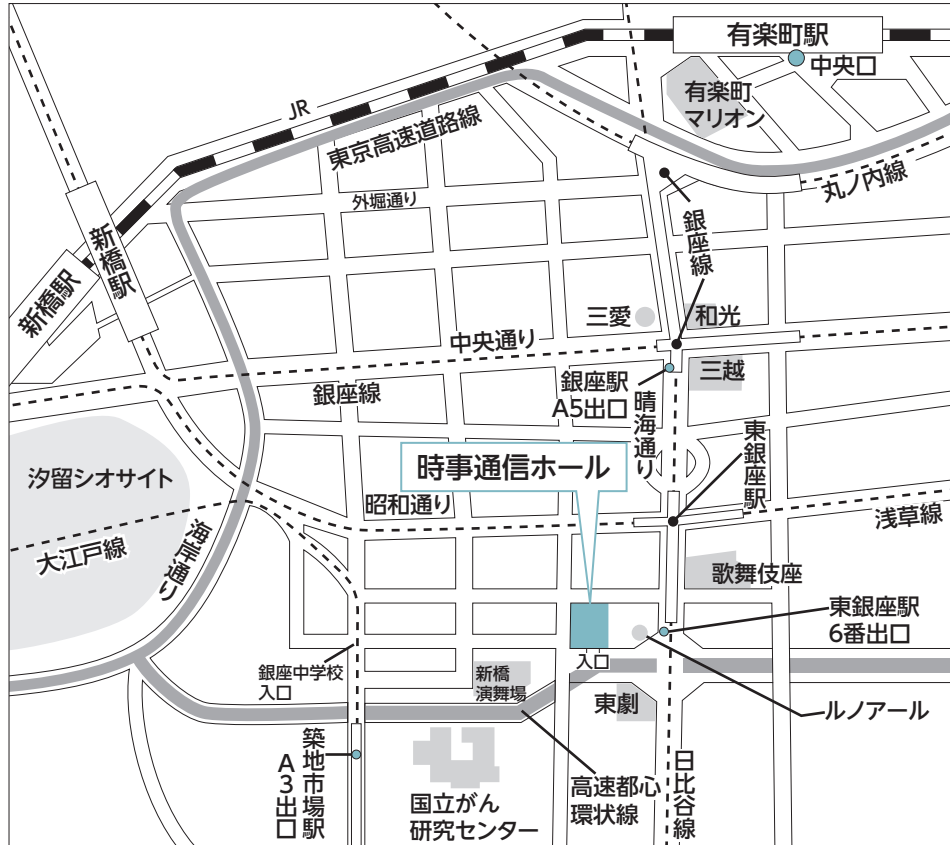
また、当社は、指名報酬諮問委員会での審議を経て、2020年2月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告（第74回報告書23頁から24頁）に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合は、本議案の内容に則して当該方針を改定し、社外取締役に対して株式報酬を付与する内容とする予定であり、本議案の内容はそのためになにかつ相当な内容となっております。

そのため、本議案に基づく報酬の支給は相当であると判断しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール（時事通信ビル2階）
電話 03-3546-6606



交通のご案内

東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線
都営地下鉄大江戸線
東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線
JR山手線・京浜東北線

東銀座駅6番出口から徒歩1分
築地市場駅A3出口から徒歩4分
銀座駅A5出口から徒歩7分
有楽町駅中央口から徒歩12分

(注) 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C022915

